

平成 22 年 1 月 29 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

新宿御苑の維持管理業務

環境省の「新宿御苑の維持管理」については、平成 22 年 7 月から 3 年間の契約により、民間競争入札の落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、環境省から実施された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 温室管理業務の取扱い（実施要項 2 頁）

【論点】

老朽化に伴う建て替え工事のため、業務実施期間途中で管理対象に追加される鑑賞温室について、供用開始時期及び温室管理業務の積算に必要な情報を追加する必要がある。

【対応】

新鑑賞温室の供用開始時期（平成 24 年度当初）、積算に必要なとなる新鑑賞温室の面積、栽培物数量等について明記した。

2. 消耗品の費用負担（実施要項 5 頁）

【論点】

消耗品について、環境省の負担としているが、民間事業者の調達プロセスを活用する観点から、消耗品の調達も本件業務の対象としてはどうか。

【対応】

消耗品について、民間事業者の負担とすることを原則とし、管理事務所の負担とすることが適当と考えられる一部の消耗品については、管理事務所が調達することとした。

3. 廃棄物処理の方法（実施要項 8 頁）

【論点】

法令上再委託が禁止されている廃棄物処理について、再委託を許容する趣旨と取られないよう、考え方の整理及び記載振りに留意が必要

【対応】

契約は廃棄物の排出者である国と廃棄物処理を行う民間事業者とで直接締結し、支払い等事務手続きについては国から管理運営業務受託者に委託するものと整理した。また資格要件の記載は不要となるので削除した。

4. 民間事業者に期待する提案内容（実施要項 11 頁）

【論点】

加点項目を中心に、全体の配点方法や期待する具体的な提案内容を工夫することによって、新宿御苑の性質も踏まえた理念のある評価を行うことが可能になるようにする必要がある。

【対応】

配点について、項目の重要度に応じて 5 点から 15 点の傾斜配点を行うこととした。また期待する提案内容について、例えば芝生管理について「芝生地 of 裸地及び雑草混入への対策等、要求水準を上回る景観の向上に資する具体的な工夫が見られるか。」を評価項目として記載するなど、期待する提案内容を具体化した。

以上